

介護保険サービス 利用料の還付請求

東日本大震災で被災し、介護保険サービス利用料の減免認定を受けた方のうち、利用料の個人負担分を支払っている場合は、申請により支払った個人負担分を還付します。

- ◇申請受付日 9月12日(月)から随時
- ◇受付場所 保健福祉課高齢者福祉係
- ◇持ち物
 - ・支払いした個人負担分の領収書
 - ・還付金の振込口座(本人名義)が分かるもの

問い合わせ

保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-2601

要介護認定を 受けている方へ

現在、要介護認定を受けている方で、平成23年3月11日から平成24年3月31日までに有効期間が満了する方については、その有効期間を最大で12カ月延長します。また、要介護の状態に変化がみられる場合には、区分変更の申請をすることも可能です。詳しくは、担当のケアマネージャーまたは保健福祉課高齢者福祉係へ問い合わせください。

問い合わせ

保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-2601

発電機などの返却を お忘れではないですか？

町では、東日本大震災の直後から、各避難所などに生活用備品として発電機や投光機を貸し出しいたしました。避難所として使用しなくなった施設のうち、まだ発電機等を返却していないところが見受けられます。

お手数をお掛けしますが、至急、総務課財産管理係まで返却されますようお願いいたします。

問い合わせ

総務課財産管理係 ☎46-1370

思い出の写真をお返しします

「セーブ・ザ・メモリープロジェクト」

南三陸町社会福祉協議会では、町内で発見された写真を洗浄し、持ち主にお返ししています。ぜひ、思い出の写真を探しに来てください。

◇開催期間

平成23年9月6日(火)から平成24年3月31日(土)
※9月から10月末までは、土日を含め毎日開催しますが、

11月以降については、土日をお休みする予定です。決まり次第、広報紙等でお知らせします。

パソコンの画面で、簡単に写真を探すことができます。専門のスタッフがサポートしますので、パソコンに詳しくない人でも安心です。※持ち主には、写真原本のほかに電子データもお渡しすることが可能です。

◇開催時間

午前9時から午後4時まで
◇場所 南三陸町災害ボランティアセンター(ベイサイドアリーナ駐車場)
◇写真を探す方法

問い合わせ

南三陸町社会福祉協議会 ☎46-4088

無料法律相談

仙台弁護士会所属の弁護士が来町し、無料法律相談を実施します。震災によるトラブルや困りごとの相談に応じますので、気軽にご相談ください。

◇場所・日時

【ベイサイドアリーナ】

9月5日(月)、9月20日(火)
午前10時30分～午後3時

【平成の森】

9月12日(月)、9月26日(月)
午前10時30分～午後3時

※予約は不要です。直接会場へお越しください。



問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

子宮頸がん予防 ワクチン接種について

◇初回接種の全面再開

子宮頸がん予防ワクチン接種については、ワクチンの全国的な供給不足により、初回接種の差し控えをお願いしてきましたが、7月20日から全対象者の初回接種が再開されています。

◇対象者

中学1年生から高校1年生
相当年齢(平成7年4月2日から平成11年4月1日生まれ)の女子

◇接種費用の助成

今年度の子宮頸がん予防ワクチン接種費用の助成期限は、平成24年3月31日までです。このワクチンは3回の接種が必要であり、初回から最終接種まで6カ月を要します。ワクチン接種を希望する方は、お早めに接種を受けることをお勧めします。

※現在、高校2年生相当で、平成22年度にワクチン不足により初回接種ができなかつ

た方については、平成23年9月末日までに初回接種を開始した場合に、接種費用の助成を行います。

予防接種を 受けるときのお願

予防接種を受けるときは、忘れずに母子手帳と問診票をお持ちください。母子手帳と問診票を紛失した方は、保健福祉課で再発行いたします。なお、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌予防ワクチン、その他の任意予防接種の問診票は、各医療機関に備え付けてありますので、予約の際にご確認ください。

問い合わせ

保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

被災された産婦さんへ

(財)家族教会国際協力財団からの義援金支給

東日本大震災で被災された岩手県、宮城県、福島県の産婦に対して、(財)家族教会国際協力財団(ジョイセフ)から、義援金が支給されます。対象者の方は、ジョイセフに直接申込みください。

◇ジョイセフとは

ジョイセフは、途上国の妊産婦と女性を守るため、世界各地で活動している財団法人です。

◇対象者

- 次のすべての要件を満たしている方
- 被災時に岩手県、宮城県、福島県に住民票があった方
- 居住する家屋が全壊、大規模半壊及び半壊した方または警戒区域に居住していた方
- 平成23年3月1日から12月31日までに出産した方

◇支給金額 一人あたり50,000円

◇申請方法

次の書類をジョイセフに送付してください。なお、郵送のみの受付となります。

- ・り災証明書
- ・住民票謄本(世帯構成が分かる書類)
- ・母子健康手帳の出生届済証明(公印付)のコピー
- ・義援金申請書

※申請書は、保健福祉課健康増進係に備え付けしてあるほか、ジョイセフのホームページからもダウンロードすることができます。

◇申込期限 平成24年2月29日(必着)

※ただし、義援金の資金が終了した場合は、支給を早期に締め切ることもありますので、ご了承ください。

申し込み・ 問い合わせ

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町1-10 保健会館新館
国際協力NGOジョイセフ「ケショ」担当 宛
☎03-3268-3172 Fax. 03-3235-9776 Eメール. kesho@joicfp.or.jp
http://www.joicfp.or.jp/jp/tohoku_earth_quake/tohoku_how/kesho/